

## 資料5

### 新座市職員定数検討委員会設置要綱

平成10年2月16日 市長決裁

(設置)

第1条 新座市職員定数の適正化に関し必要な事項の検討を行うため、新座市職員定数検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 職員定数の適正化に関すること。
- (2) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織し、それぞれ別表に掲げる職にある者を充てる。

2 委員長は、委員会を主宰し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から、審議が終了するまでとする。

(会議)

第5条 会議は、必要に応じて委員長が招集し、主宰する。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、総務部人事課において処理する。

(委任)

第7条 委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、決裁のあった日から実施する。

附 則（平成13年6月19日市長決裁）

この要綱は、決裁のあった日から実施する。

附 則（平成17年7月19日市長決裁）

この要綱は、決裁のあった日から実施する。

附 則（平成20年4月16日市長決裁）

この要綱は、決裁のあった日から実施する。

附 則（平成23年2月15日市長決裁）

この要綱は、決裁のあった日から実施する。

附 則（平成25年5月14日市長決裁）

## 資料5

この要綱は、決裁のあった日から実施する。

別表（第3条関係）

役職名	職名
委員長	副市長
副委員長	総務部長
委員	総務部副部長
〃	企画財政部副部長
〃	市民環境部副部長
〃	経済観光部副部長
〃	福祉部副部長
〃	健康増進部副部長
〃	都市整備部副部長
〃	上下水道部副部長
〃	教育総務部副部長
〃	学校教育部副部長
〃	議会事務局副局長
〃	人事課長
〃	企画課長

（職員定数検討委員会委員名簿）

委員長	副市長	山崎糧平
副委員長	総務部長	名塚 清
委員	総務部副部長	大熊 正
	企画財政部副部長兼企画課長	永尾郁夫
	市民環境部副部長	小杉 誠
	経済観光部副部長	高橋鉄也
	福祉部副部長	大塚力也
	健康増進部副部長	富岡三樹男
	都市整備部副部長	土屋誠一
	上下水道部副部長	石井清春
	教育総務部副部長	柳原 聡
	学校教育部副部長	清水幹明
	議会事務局副局長	新井達弥
	総務部人事課長	江原達夫
事務局	人事課	